

ID: 93

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	受給資格証の交付		
例規名 根拠条項	高根沢町こども医療費助成に関する条例 第3条		
例規番号	昭和47年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する者(以下「対象のこども」という。)の保護者のうち、高根沢町長が交付するこども医療費受給資格証を有する者とする。</p> <p>(1) 高根沢町の区域内に住所を有するこども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされるこども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているこどもを除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされるこども</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日